

# 平成 27 年度 子育て世帯臨時特例給付金のご案内 ～ 6 月 1 日(月)申請受付開始～

消費税率引き上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して臨時特例的な給付措置として、子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

## ◆支給対象者

平成 27 年 6 月分の児童手当を受給される方。ただし、特例給付(児童手当の所得制限限度額以上の方に、児童 1 人当たり月額 5,000 円を支給しているもの)を受給される方は対象となりません

※ 児童手当の認定請求を忘れるなどして、平成 27 年 6 月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方なども支給対象になる場合がありますので、基準日(平成 27 年 5 月 31 日)時点で住民票のある市区町村にご相談ください。また、基準日時点で住民票が砂川市にない方でもDV被害者や児童福祉施設等に入所している児童は、砂川市で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください

## ◆対象児童

支給対象者の平成 27 年 6 月分の児童手当の対象となる児童

## ◆支給額

対象児童 1 人につき 3,000 円

## ◆申請方法

児童手当の現況届と一緒に手続きをします。また、公務員の方は勤務先にて公務員用の申請書に児童手当受給状況証明をもらったあとに申請してください

## ◆申請に必要なもの

印鑑、児童手当と異なる口座を希望される方は、受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳等、身分証明書(運転免許証、健康保険証等)

## ◆申請先

児童家庭係⑧番窓口

## ◆申請期間

6 月 1 日(月)～ 11 月 30 日(月)

※ 申請期間以外の申請は受け付けられませんのでご注意ください

## ◆給付金の受取方法

申請書に記載した指定口座(原則支給対象者名義の口座のみ)に入金されます。

金融機関に口座を持っていないなど、振り込みによる支給が困難な場合には窓口で受け取ることができます

※ 給付金の支給は 10 月上旬を予定しています



## Q & A

Q 基準日(平成 27 年 5 月 31 日)よりあとに生まれた場合や亡くなった場合は給付金の対象になりますか？

A 基準日に生まれた児童は対象となりますが、基準日よりあとに生まれた児童は対象になりません。また、市が支給決定する前に亡くなられた児童も対象になりません

Q 単身赴任をしている公務員で、子どもが市外に住んでいる場合、どこに申請すればよいのですか？

A 支給対象者が基準日に住民票のある市区町村で申請してください

Q 基準日よりあとに引っ越す場合はどこに申請すればよいのですか？

A 平成 27 年 6 月分の児童手当が支給される市区町村(引っ越す前の市区町村)に申請してください

■ お問い合わせ 児童家庭係⑧ 2 1 2 1